

山口県の文化振興に関する条例検討報告書

平成 1 9 年 1 1 月

山口県文化振興条例検討懇話会

序 文

私たちの住む山口県は、三方が海に開け、美しく変化に富んだ地勢に恵まれています。幾たびも歴史の表舞台となったこの地では、古くから多くの人と文物が交流し、中世の大内文化をはじめとする多彩な文化芸術がはぐくまれ、歴史を今に伝える個性豊かなふるさとが形づくられてきました。

この文化的な風土のもと、山口県からは多くの逸材が輩出し、明治維新の偉業を成し遂げ、我が国の近代化の基礎を造ってきました。その後、戦後の経済発展によって、今日、物質的な豊かさがもたらされましたが、その一方で、経済効率優先の風潮は、人間関係の希薄化を招き、心のゆとりを失わせています。

このような時代にあって、日々の暮らしに潤いを与え、人々に生きる喜びをもたらしてくれる文化芸術を、いっそう身近にすることが求められています。今、県民一人一人が自信と誇りを持ち、互いの価値観を尊重し、手を取り合って生きていくために、誰もが子どもの頃から文化芸術に親しむことのできる、真に豊かな社会を創造していかなければならないと思います。

これまで培われてきた歴史と伝統を尊重し、多様な文化芸術を生活の中に生かしていくとともに、ふるさと山口県の魅力を内外に発信し、将来にわたって、人々と喜びを分かち合っていくことは、県民の願いであるといえます。

そのためには、第21回国民文化祭・やまぐち2006で発揮された、文化芸術を尊重し、その創造に挑戦する文化維新の精神を受け継ぎ、県民一人一人が燦めく元気県を築くための条例を制定することが必要であります。

本懇話会は、本年5月に、10名の委員をもって設置され、国民文化祭の成果を踏まえた今後の山口県の文化振興の方向性を定める条例について検討してまいりました。

そしてこのたび、これまでの検討結果を報告として取りまとめましたので、県におかれましては、この趣旨を踏まえ、日々の県民生活に文化芸術が根付いた住み良い元気な山口県の実現のため、条例を制定の上、積極的に文化芸術の振興に取り組まれるようお願いいたします。

平成19年11月21日

山口県知事 二 井 関 成 様

山口県文化振興条例検討懇話会

会長	田 村 幸志郎
委員	伊 藤 知 子
委員	臼 杵 裕 世
委員	河 野 康 志
委員	菊 屋 吉 生
委員	西 崎 博 史
委員	藤 井 一 之
委員	水 谷 由美子
委員	横 山 眞佐子
委員	和 仁 皓 明

目 次

第 1	条例制定の背景 1
第 2	条例の対象 2
第 3	条例の構成 3
第 4	条例の概要 4
1	題名 4
2	前文 4
3	総則 5
4	基本的施策 10
5	施行期日 16
第 5	検討経過 17
	山口県文化振興条例検討懇話会設置要綱 / 委員名簿 18

第1 条例制定の背景

1 社会構造や環境の変化

少子高齢化、情報化などの社会構造や環境の変化に伴い、人や地域の連帯感の希薄化や青少年の問題行動の深刻化等の問題が顕著になってきており、豊かな心や感性をはぐくむ社会環境を整備、充実することが求められています。

また、市町村合併の進展や、文化施設への指定管理者制度導入など、地域の文化政策の推進体制が新たな局面を迎えているほか、地域ではぐくまれてきた伝統的な民俗芸能が人口減少により継続が困難となる状況が各地で生まれています。

一方、文化芸術が、地域の新たな魅力を創造するとともに内外に発信し、交流の促進を通じて地域経済の活性化をもたらすなど、新しい役割が期待されています。

2 文化芸術振興基本法の制定

平成13年12月に文化芸術振興基本法が制定され、文化芸術を基盤とする国づくりの方向が示されました。平成19年2月には、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第二次方針）」が策定され、「文化力は国の力」と位置づけ、「文化芸術立国を目指す」という方向性が示されるなど、文化芸術が社会の基盤として不可欠なものとして認識されています。県においても、国の施策と連携し、地域の特性に応じた文化芸術振興の施策を推進する必要があります。

3 国民文化祭の成果の継承・発展

平成18年11月、我が国最大の文化の祭典である第21回国民文化祭・やまぐち2006が本県で開催されました。国民文化祭は、「山口県まるごと国民文化祭」として、県内全域で105の事業が展開され、145万人の来場者数を数えたほか、美術、文芸等の作品応募数が国民文化祭史上最高を記録するなど、かつてないほど県民が文化芸術を身近に感じることができ、文化芸術の重要性に対する県民の認識が高まりました。

また、国民文化祭では、開催準備段階から県民の英知を結集した自主的な取組が様々な成果を上げ、県民力、地域力の飛躍的な向上がもたらされました。

このような、県民総参加による連携と協働で達成された国民文化祭の成果を決して一過性のものに終わらせることなく、将来に継承・発展させることにより、本県の文化力を更に高め、文化芸術を基盤とする新たな県づくりを進めていく必要があります。

このことから、国民文化祭で発揮された、「文化芸術を尊重し、その創造に挑戦する“文化維新の精神”」を生かし、文化芸術の力で、心豊かな県民生活と活力に満ちた地域社会を実現するための条例を制定し、総合的かつ計画的に文化芸術の振興施策を推進することが必要です。

第2 条例の対象

条例により振興を図る対象は、次の表の「文化芸術」とする。

文化	文化芸術	<ul style="list-style-type: none"> ○芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術その他） ○芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、奇術、大道芸その他） ○伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、地芝居その他）
	生活文化等	<ul style="list-style-type: none"> ○生活文化（茶道、華道、書道、ファッション、民族衣装、着付、礼道、食文化、造花、押し花、盆栽その他衣食住に関わる文化） ○国民娯楽（囲碁、将棋、かるた、トランプ、カラオケその他） ○民俗芸能、伝統行事（民踊、神楽、獅子舞、盆踊りその他） ○その他（景観、自然環境その他）
学術、法律、道徳、宗教、スポーツその他の人間の行動様式、習慣等		

【考え方】

- ・今日、「文化」の概念は幅広くとらえられており、芸術や生活文化、民俗芸能などの文化だけでなく、学術、教育、スポーツのほか、人間の生活に関わる営みすべてが「文化」と呼ばれている。
- ・平成13年に制定された「文化芸術振興基本法」では、文化政策による振興の対象となる分野として、「芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、国民娯楽、出版物、民俗芸能」その他の分野を掲げている。
- ・この条例は、文化芸術振興基本法が対象とする分野を中心として振興を図ることにより、文化の質を高めるとともに、県民生活に広く普及させ、根付かせていくことを目指すものとする。
- ・上記の表のうち、「芸術等」とは、プロの芸術家等が行うものだけを指すのではなく、アマチュアや子どもを取組まで広く含むものである。
- ・また、「生活文化」とは、人の衣食住に根ざした幅広い営みを「文化」としてとらえるものである。
- ・なお、時代の変化等によって生まれる新たな文化芸術のジャンルについても、柔軟に取り入れて運用することが望ましい。
- ・条例の本文においても、基本理念として、多様な文化芸術の保護及び発展を図ることを明記するものとする。

第3 条例の構成

1 題名

山口県文化芸術振興条例（仮称）

2 前文

3 総則

(1) 目的

(2) 基本理念

- ① 県民の自主性・創造性の尊重と能力発揮
- ② 県民が等しく文化芸術活動に参加できる環境づくり
- ③ 県民、団体、学校、文化施設、事業者、市町、県等の協働
- ④ 多様な文化芸術の発展と国内外への発信
- ⑤ 地域の特色ある文化芸術の発展と継承
- ⑥ 地域社会の発展の基盤としての文化力の向上

(3) 県の責務

- ① 文化芸術振興施策の総合的な策定と実施
- ② 県民の意見の反映及び関係機関等の連携の促進
- ③ 文化芸術の振興と連携した施策の推進

(4) 市町との連携

- ① 県の施策策定及び実施における連携
- ② 市町の施策策定及び実施に対する支援

(5) 県民の役割

- ① 文化芸術が果たす役割についての理解
- ② 地域の文化芸術活動の発展と継承に対する配慮

4 基本的施策

(1) 基本方針の策定

(2) 文化芸術の振興と普及

- ① 県民の鑑賞、参加、創造の機会の充実
- ② 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実
- ③ 子どもの文化芸術活動の充実
- ④ 学校教育における文化芸術活動の充実
- ⑤ 地域の特色ある文化芸術の振興
- ⑥ 文化芸術に関する交流の促進と国内外への発信

(3) 文化芸術振興の基盤づくり

- ① 担い手の育成及び確保
- ② 顕彰
- ③ 文化施設の充実
- ④ 身近な文化芸術活動の場の充実
- ⑤ 文化芸術に関する情報の収集と提供
- ⑥ 民間の支援活動の活性化

(4) 文化芸術振興施策の推進体制

- ① 推進体制の整備
- ② 財政上の措置
- ③ 施策の状況等の公表

(5) 県民の施策形成への参画体制

5 施行期日

第4 条例の概要

1 題名

山口県文化芸術振興条例（仮称）

【考え方】

- ・題名は、条例の趣旨、内容等を的確に表す、簡潔なものである必要がある。
- ・従来は、「文化振興条例」とする例が多かったが、「文化」という語は、今日、様々な意味や用法で使用されているため、条例の対象範囲がわかりにくい面がある。
- ・文化芸術振興基本法の制定後、「文化芸術」という言葉や概念が広がりつつある。
- ・この条例は、文化芸術振興基本法の「文化芸術」と同様のものを対象とするため、条例の名称についても整合を図ることにより、解釈の混乱を避け、県民に理解しやすいものとするのが望ましい。
- ・なお、「文化芸術」という語は、「生活文化と芸術を中心とする様々な文化」と解釈し、説明することにより、条例の運用に当たって、対象範囲が狭まることのないよう十分留意することが必要である。

2 前文

【要旨】

○山口県の豊かな歴史と文化的風土について

山口県は、三方が海に開け、美しく変化に富み、古くから文化芸術がはぐくまれた豊かな県であること。

○経済の発展と社会の現状について

明治維新後の近代化の結果、物質的な豊かさが達成されたが、一方では、人間関係が希薄化し、心のゆとりが失われていること。

○文化芸術が果たす役割の重要性について

人々に生きる喜びをもたらす文化芸術をより身近なものとし、子どもの頃から文化芸術に親しむことのできる、真に豊かな社会を創造する必要があること。

○文化芸術による県づくりの決意

本県の歴史と伝統を尊重し、文化芸術を発展させていくことによって、本県の魅力を内外に発信していくこと。そこで、国民文化祭やまぐち2006で発揮された文化維新の精神を受け継いだ元気県づくりのための条例を制定すること。

【考え方】

- ・国民文化祭の開催を契機として、文化芸術の力で住み良い元気な山口県づくりを進める基盤となる、意義のある条例であることを示すため、文化芸術の振興が必要である理由や、文化芸術による県づくりに対する県民の決意を明らかにした前文を設ける。
- ・前文は、国民文化祭で培われた“文化芸術を尊重し、その創造にチャレンジする文化維新の精神”を生かした、山口県らしさを表すものとする。

3 総則

(1) 目的

【要旨】

文化芸術の振興について、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進し、心豊かで潤いのある県民生活と個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与すること。

【考え方】

- ・文化芸術振興施策の推進に当たって基本となる理念、精神を定める。
- ・県の条例として、県が果たすべき責務及び施策の基本となる事項を定める。
- ・文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進する。
- ・心豊かで潤いのある県民生活の実現に寄与するとともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与する。

(2) 基本理念

① 県民の自主性・創造性の尊重と能力発揮

【要旨】

文化芸術の振興に当たっては、県民の自主性及び創造性が十分に尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならないこと。

【考え方】

- ・国民文化祭では、文化維新おひろめ☆たい志、文化維新ときめき隊、県民ボランティアなど、県民の自由な発想による自主的な取組が大きな成果を上げた。
- ・文化芸術の発展には、県民の自主性と創造性に裏付けられた、自由な発想が不可欠であり、文化芸術の個性と多様性が尊重されなければならない。
- ・また、文化芸術活動を行う者をはじめとする県民の能力が遺憾なく発揮されるような環境づくりに努める必要がある。
- ・そこで、県民の自主性と創造性の尊重並びに県民の能力発揮を、文化芸術振興の基本理念の筆頭として位置づける。

② 県民が等しく文化芸術活動に参加できる環境づくり

【要旨】

文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、及び享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、県民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならないこと。

【考え方】

- ・国民文化祭では、県内22市町のうち16市町でフェスティバルが開催されたほか、病院、福祉施設、学校、離島などに芸術家を派遣するアウトリーチ事業が実施され、「山口県まるごと国民文化祭」として、文化芸術の裾野が広がった。
- ・また、多くのフェスティバルでワークショップ等の体験型企画を取り入れるなど、誰で

も身近に文化芸術に触れることができる環境づくりが図られた。

- ・文化芸術を創造し、享受することは、人々の生まれながらの権利であるという文化芸術振興基本法の理念に基づき、県民が、その居住する地域、世代その他の条件に関わりなく、等しく文化芸術活動に参加できるような環境の整備を図ることが必要である。

③ 県民、文化芸術団体、文化施設、学校、事業者、市町、県等の協働

【要旨】

文化芸術の振興は、県民、文化芸術団体、文化施設、学校、事業者、市町、県等がそれぞれその果たすべき役割を認識し、かつ、協働して取り組まれなければならないこと。

【考え方】

- ・国民文化祭では、開催市町ごとに実行委員会が組織され、文化芸術団体、経済団体、ボランティア、学校、市町、県等の地域ぐるみで推進され、地域力の向上につながった。
- ・文化芸術を県民に身近なものとして振興するには、県の力だけでなく、市町に期待される役割も大きい。また、県民に身近な地域の学校、文化施設等との連携を充実しなければ、県全体の文化芸術の保護、発展は困難である。
- ・したがって、文化芸術の振興は、縦割りを排し、県民総参加により、県民その他の関係機関がそれぞれの役割を認識し、協働することにより進めることが必要である。

④ 多様な文化芸術の発展と国内外への発信

【要旨】

文化芸術の振興に当たっては、芸術、伝統芸能、民俗芸能、生活文化その他の多様な文化芸術の保護及び発展が図られるとともに、国内外においてその価値が認められるような文化芸術が発展するよう考慮されなければならないこと。

【考え方】

- ・国民文化祭では、105の多彩な文化芸術イベントが県内全域で開催され、本県の文化力が全国に発信された。また、文芸、美術などの応募作品数は、過去最高を記録した。
- ・今後も、文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護と発展が図られることにより、文化の多様性のある社会を作ることが必要である。
- ・また、地域レベル、生涯学習規模の文化芸術の振興だけでなく、一流の文化芸術に触れたいという県民の要望は大きい。アマチュアの水準向上や、プロとアマの交流等による文化芸術の活性化も望まれている。
- ・更に、国内外に発信できるような文化芸術をはぐくむことが、山口県の新たな観光資源となり、地域の存在感の世界への発信につながることも期待されている。
- ・そこで、本県の文化芸術の内容の充実と水準の向上のため、国内外においてその価値が認識されるような文化芸術の創造と発展を図ることが必要である。

⑤ 地域の特色ある文化芸術の発展と継承

【要旨】

文化芸術の振興に当たっては、地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られるとともに、それが県民共通の財産として将来の世代に引き継がれるよう考慮されなければならないこと。

【考え方】

- ・ 国民文化祭では、地域の文化資源（歴史、民話、人物等）をテーマに取り上げた創作作品が数々制作され、地域の魅力の再発見と住民の自信の向上につながった。
- ・ 人口減少と少子高齢化が進む社会にあって、地域の伝統的な芸能や民俗芸能が消滅していくような状況がある。
- ・ 地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術は、住民の自信と誇りの源として地域コミュニティを形成する核となるとともに、地域の魅力を発信し、交流の促進にもつながる。
- ・ また、地域の伝統的な民俗芸能は、現代の文化芸術のルーツ、原型としても重要な意味を持っている。
- ・ そこで、このような地域の特色ある文化芸術を発展させ、県民共通の財産として将来の世代に継承していくことが不可欠である。

⑥ 地域社会の発展の基盤としての文化力の向上

【要旨】

文化芸術の振興に当たっては、豊かな人間性の涵養及び地域社会の発展のための不可欠な基盤として、文化力が向上するよう考慮されなければならないこと。

【考え方】

- ・ 「文化力」は、文化芸術が人々を引き付ける魅力や社会に与える影響力のことをいう。
- ・ 今日、文化芸術は、人間が人間らしく生きるための糧として、豊かな人間性や創造力の涵養をもたらし、また、人間相互の連帯感を生み出し、共に生きる社会の基盤を形成することにより、豊かな県民生活と経済発展を支えるということが評価されてきている。
- ・ たとえば、文化芸術による心の解放（アートセラピー、ヒーリング）等、文化が人間の活力を内面から支え、伸ばしていく力が評価されている。
- ・ また、文化芸術活動を通じた出会いと交流が、人間社会の相互理解を促進するとともに、新たな経済需要の創出につながっていく。
- ・ 更に、文化芸術の活性化によって、人々の感性や創造性が高められるとともに、地域の魅力の増進につながっていく。
- ・ そこで、今後のひとづくりや地域づくりを支える社会基盤として、文化力が向上するよう努めていくことが必要である。

(3) 県の責務

① 施策の総合的な策定と実施

【要旨】

県は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。

【考え方】

- ・文化芸術活動は、県民の自主的かつ創造的な取組により行われることを基本として、県は、県民の自主的な文化芸術活動が促進されるような環境づくりを進めるという立場から、県の責務を定める。
- ・文化芸術の振興を今後の県づくりの柱の一つとして位置づけ、県は、文化芸術振興施策を総合的に策定し、実施するものとする。
- ・「総合的」とは、文化芸術担当部局だけでなく、県の他の関連部局を含み、全庁横断的な視点で施策を捉え、取りまとめていくことが必要である。また、県だけでなく、国、市町、民間の役割等も踏まえた整合性のある施策とすることが必要である。

② 県民の意見の反映及び関係機関等の連携の促進

【要旨】

県は、文化芸術の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、県民の意見の反映に努めるとともに、県民、文化芸術団体、文化施設、学校、事業者、市町等の間の連携を促進するよう努めること。

【考え方】

- ・文化芸術振興施策の策定及び実施に当たっては、文化芸術活動の主体である県民の意見の反映に努めることが必要である。
- ・文化芸術の振興は、県民総参加で、各主体がそれぞれその役割を認識し、連携し、協働して行われることが必要であり、県は、その仲介役として、県民その他関係機関等の連携の促進に努めることが必要である。

③ 文化芸術の振興と連携した施策の推進

【要旨】

県は、地域の振興に関する施策と連携して文化芸術の振興を図るよう努めるとともに、行政の各分野において、文化芸術の振興に配慮した施策の推進に努めること。

【考え方】

- ・文化芸術は、心豊かな県民生活の実現や地域活力の増進につながるなど、県民福祉や地域振興の基盤となり、施策の効用を高めることも期待されることから、県は、行政の各分野において、文化芸術と連携して施策を推進することが必要である。
- ・たとえば、公共土木工事や建築において、地域の歴史、文化等を反映したデザインを取り入れるなど、文化芸術を活用して、行政施策の魅力や効用を高めようとする施策を推進することにより、文化芸術の振興にも寄与することが望まれる。
- ・また、文化芸術に関連した産業を育成するなど、文化芸術の振興と地域の振興とが連携した施策を推進することが望まれる。

(4) 市町との連携

① 県の施策策定及び実施における連携

【要旨】

県は、文化芸術の振興に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めること。

② 市町の施策策定及び実施に対する支援

【要旨】

県は、市町が自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた文化芸術の振興に関する施策を策定し、及び実施することを促進するために、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めること。

【考え方】

- ・ 県民に身近な文化芸術の振興を図る上で、市町に期待される役割は大きいものがあるが、現実には、各市町ごとに、文化芸術振興の体制、施策、事業等の状況には差がある。
- ・ 国民文化祭では、県内22市町のうち16の市町でイベントが開催され、各地域の創意工夫を凝らした取組が成果を上げたが、その成果が今後各地域で継承されていくのかどうかについて、県民の不安は大きいものがある。
- ・ 文化芸術を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であり、文化芸術の振興に当たっては、県民が、どこに住んでいても県民の一人であるという気持を持つことができるようにすることが重要である。
- ・ したがって、市町の自主性と主体性を基本としつつ、県の施策策定及び実施について市町との連携に努めるとともに、市町の施策策定及び実施について、県も市町に対し積極的な助言その他の支援に努めることが必要である。

(5) 県民の役割

○文化芸術が果たす役割についての理解・地域の文化芸術活動の発展と継承に対する配慮

【要旨】

県民は、文化芸術が県民生活及び地域社会において果たす役割についての理解を深めるとともに、地域の主体的な文化芸術活動が発展し、及び継承されるよう配慮すること。

【考え方】

- ・ 文化芸術の振興については、県民の自主性を尊重することを基本としつつ、文化芸術が果たす役割の重要性について一人一人の県民が理解を深めることが必要である。
- ・ また、文化芸術活動を行う者だけでなく、県民全体の問題として、地域の主体的な文化芸術活動が発展し、及び継承されるように、可能な形で配慮、協力等をしていくことが必要である。

4 基本的施策

(1) 基本方針の策定

【要旨】

- ① 県は、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本方針を策定しなければならないこと。
- ② 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項を定めること。
- ③ 県は、基本方針の案を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるほか、県民代表による審議会等の意見を聴かななければならないこと。
- ④ 県は、基本方針を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。

【考え方】

- ・文化芸術の振興は、長期的な視点で総合的・計画的に取り組む必要があることから、文化芸術振興を推進するための基本方針（ビジョン）を策定するものとする。
- ・基本方針は、概ね5年～10年の間における県の施策の基本的な方向性や、主要な施策について定めるものとする。
- ・県は、基本方針の策定又は変更に当たっては、パブリック・コメントの実施や、県民代表との協議機関を設けるなど、県民の意見の反映に努めることが必要である。
- ・県は、基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。
- ・現在、各地域においては、国民文化祭の成果継承のほか、市町村合併後における地域間の文化環境の格差等が新たな課題として生じており、これに対する対応も、基本方針の中で検討する必要がある。

(2) 文化芸術の振興と普及

① 県民の鑑賞、参加及び創造の機会の充実

【要旨】

県は、広く県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化祭の開催、文化芸術の公演、展示等その他の必要な施策を講ずること。

【考え方】

- ・県民誰もが、文化を創造するとともに、これを享受する生まれながらの権利を有するという基本理念に基づき、県民の発表機会、鑑賞機会等の充実に努めることが必要である。
- ・具体的には、山口県総合芸術文化祭等、県民の発表機会を設けるとともに、文化施設の企画事業等を通じて、文化芸術の公演、展示等の機会の提供及び支援、情報の提供等に努めることが必要である。

② 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

【要旨】

県は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずること。

【考え方】

- ・ 県民誰もが文化芸術を創造するとともに、これを享受する権利を有するという考え方に基づき、高齢者、障害者、子育て中の保護者などが文化芸術の鑑賞、参加、創造等の活動に容易に参加できるような環境の整備が必要である。
- ・ 文化芸術に容易にアクセスできるような条件を整備し、すべての人々が自己の感性や創造性をいかんなく発揮できるようにすることが、文化芸術の発展にとって重要である。
- ・ 団塊の世代が定年退職を迎えるに当たり、文化によって、人々が生涯を通じて生き生きと活躍することのできる生涯現役社会づくりに資することが必要である。
- ・ 地域ではぐくまれた個性的な文化の発展や次世代への継承を図る上で、高齢者の豊富な知識や経験が重要な意味を持っている。

③ 子どもの文化芸術活動の充実

【要旨】

県は、子どもが行う文化芸術活動の充実を図るため、子どもを対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、子どもによる文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずること。

【考え方】

- ・ 国民文化祭の成果を生かし、文化芸術により子どもたちの感性や創造性をはぐくむ施策を講ずることにより、子どもたちの健全な成長を図ることが必要である。
- ・ また、子どもの頃から文化芸術に親しむ環境づくりを通じて、県民の暮らしの中に文化芸術が根付いた、潤いのある豊かな地域社会を作ることが必要である。
- ・ そこで、子どもを対象とした公演、展示等への支援や、「子ども夢プロジェクト」のような、子どもたちの感性や創造性をはぐくむ取組など、子どもによる文化芸術活動への支援に努めることが必要である。
- ・ また、文化ホール、美術館、博物館、図書館等の文化施設が積極的に子どもたちと関わっていくような場づくりが必要である。

④ 学校教育における文化芸術活動の充実

【要旨】

県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習その他の教育の充実、芸術家、文化芸術団体等による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずること。

【考え方】

- ・ 学校は、子どもたちが一日の相当部分を過ごす場所であり、また、集団生活の場として、子どもたちの人格形成や感性、創造性をはぐくむ上で極めて重要な場である。
- ・ 文化クラブ活動の経験者が、大人になって文化芸術の指導者となるケースが多いことからわかるように、学校教育における文化芸術活動は、文化芸術の担い手（創造者、指導者、後援者等）を育成する土壌でもある。
- ・ また、学校における文化芸術の鑑賞体験は、文化芸術の発展を支えるために必要な「良き鑑賞者」の育成にもつながる。
- ・ 更に、次世代の子どもたちが、その地域独自の伝統芸能、民俗芸能等を知り、理解し、伝承していく上でも、学校という場が果たす役割は大きいものがある。
- ・ そこで、学校は文化芸術振興の重要な推進主体の一つであるとの基本理念に基づき、学校教育（授業、部活動等）において、子どもたちが文化芸術について鑑賞し、参加し、

創造し、又は学習する機会の充実を図ることが必要である。

- ・具体的な取組としては、文化芸術に関する体験学習、美術館等による出前講座その他文化芸術に関する教育の充実を図ることが重要である。
- ・また、芸術家等による学校訪問公演や、学校の授業・部活動等に対する芸術家等の指導、協力活動に対する支援に努めることが必要である。
- ・更に、学校現場において意欲を持って文化芸術活動に取り組んでいる教職員が活動しやすい環境づくりに努めることも必要である。
- ・一方、学校においても、必修科目の増加や、地域との交流など、様々なニーズに対応することが求められており、円滑な調整に留意することが必要である。

⑤ 地域の特色ある文化芸術の振興

【要旨】

県は、地域の特色ある文化芸術の振興を図るため、地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずること。

【考え方】

- ・各地域における文化芸術を基盤として、住民のコミュニティの形成、観光交流の活性化、文化芸術に関する地域産業の育成などの地域振興を図ることが期待される。
- ・国民文化祭の成果を生かし、各地域における住民の主体的な取組や、地域の歴史、風土、先人その他の文化資源を生かして、地域の特色ある文化芸術の振興を図ることが必要である。
- ・一方、特に地域固有の伝統芸能及び民俗芸能については、過疎化や少子高齢化により、後継者がいないなど、危機的な状況も見られる。
- ・地域における文化芸術の振興、特に地域固有の伝統芸能及び民俗芸能の振興については、地元市町の役割も大きいことから、各地域の主体的な取組を基本としつつ、振興が図られるような環境づくりを行うことが必要である。

⑥ 文化芸術に関する交流の促進と国内外への発信

【要旨】

県は、県民による魅力的な文化芸術活動が創造され、また、享受することができるようにするため、文化芸術に関する交流を促進するとともに、地域の文化芸術を国内外に発信すること。

【考え方】

- ・文化芸術交流は、県民の自主的な活動成果の発表の機会として、又はこれを鑑賞する県民等の出会いをきっかけとして、新たな文化芸術の創造や鑑賞を可能にし、また、新たな文化芸術活動の動機付けなど、文化芸術活動の促進につながる。
- ・文化芸術交流は、地域の魅力を県内のみならず、県外、国外にも発信し、地域のイメージアップをもたらす、観光交流その他の新たな需要の創出にもつながる。
- ・文化芸術交流は、異なる文化の相互理解につながり、国内外の平和と安定にも資するとともに、異なる文化の出会いから新たな文化の創造の可能性が生まれることも期待される。

(3) 文化芸術振興の基盤づくり

① 担い手の育成及び確保

【要旨】

県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術の担い手の育成及び確保を図るため、教育の充実、研修への支援、能力を発揮する機会の確保その他の必要な施策を講ずること。

【考え方】

- ・文化芸術の振興に当たっては、それを支える人材の育成と確保が重要である。
- ・一部の分野については、活動している県民の高齢化が進行しており、指導者等の後継者の確保が大きな課題となっている。
- ・人材の育成と確保には、長期的な視点が求められる。若手の活動家や専門職員等の能力を高めるための研修や、能力発揮の機会の確保、活躍の場の提供などに努めることが必要である。
- ・山口県立大学の文化創造学科を始め、大学その他の教育機関との連携も重要である。

② 顕彰

【要旨】

県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者を顕彰することにより、県民の文化芸術に対する関心や活動を行う意欲を高めるとともに、文化芸術活動を行う者の能力を活用した文化芸術の発展に努めること。

【考え方】

- ・文化芸術活動において県民の模範となる者（現在活躍中の者だけでなく、郷土の文化の先人等を含む。）の顕彰に努めることが必要である。
- ・優れた人材が県民の目標となり、文化芸術活動の活性化につながることを期待される。
- ・顕彰を通じて、本人の活動意欲や使命感が向上し、更なる技術の向上やステップアップにつながることを期待される。
- ・顕彰に伴い、本人の活躍の場や機会が拡大し、本人の技術の向上及び地域の文化芸術の発展につながることを期待される。
- ・顕彰の対象者としては、県内在住者に限らず、本県の文化芸術の振興に寄与した者であれば、県にゆかりのある県外在住者も対象とするものとする。

③ 文化施設の充実

【要旨】

県は、文化施設の充実を図るため、施設の整備、文化芸術の公演、展示等の実施、文化芸術に関する作品の記録及び保存、担い手の配置その他の必要な施策を講ずること。

【考え方】

- ・県民が多様な文化芸術を享受する拠点として、文化施設の役割は極めて重要であることから、その活動等の充実のための施策を講ずることが必要である。

- ・具体的には、文化ホール、美術館、博物館、図書館等の文化施設に関し、県立施設の施設設備等の整備、公演・展示等の実施、人材の配置、作品の記録及び保存、施設相互の連携の促進等に努めることが必要である。
- ・文化施設にも指定管理者制度が導入されているが、制度の運用が経済的合理性に偏重しないように留意する必要がある。施設・事業の企画運営に関わる人材の確保、事業の内容の充実、その他県民サービスが低下することのないように、文化芸術の振興の拠点として、長期的な視点で県民の立場に立った制度運用に努めることが重要である。
- ・県立文化施設のほか、各地域における市町の文化ホールや民間の文化施設も併せた充実が必要であり、県と各施設の連携や施設間の連携を図ることが必要である。

④ 身近な文化芸術活動の場の充実

【要旨】

県は、県民にとって身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、文化施設、学校施設、社会教育施設その他の施設を容易に利用することができるようにするための措置その他の必要な施策を講ずること。

【考え方】

- ・国民文化祭で高まった県民の文化芸術活動に取り組む意欲の受け皿として、県民の日常的な文化芸術活動の場（練習・創作の場、公演・展示の場、作品・機材の保管の場等）の充実を図ることが重要である。
- ・そこで、県民が行う文化芸術活動に対し、各地域における様々な文化施設、社会教育施設、学校施設その他の施設等の開放を促進し、県民が利用しやすい条件（利用時間、利用料金、設備備品等）の整備を図ることが必要である。
- ・文化施設以外の公共施設の開放に当たっては、県民の公平な利用を図るためのルールづくりなどが必要である。
- ・また、県立施設だけでなく、市町の施設等とも連携し、計画的に施設開放を促進していくことが望ましい。

⑤ 文化芸術に関する情報の収集及び提供

【要旨】

県は、県民による自主的な文化芸術活動の発展及び県民、文化芸術団体、文化施設、学校、事業者、市町等が行う文化芸術の振興のための取組を支援するため、文化芸術に関する情報の収集及び提供に努めること。

【考え方】

- ・文化芸術活動は、個人、グループ、地域の範囲で行われることが多いため、個性的で独創的な活動であっても、それが県外はもちろん県内でも知られていないことが多い。
- ・また、文化芸術活動の振興に有効な人材情報や支援制度に関する情報がありながら、それが県民に浸透しておらず、十分に活用されていない状況もある。
- ・文化芸術の振興を、県民総参加・地域ぐるみによる連携と協働により進めるためには、豊富な情報を県民が共有することが重要である。
- ・また、地域の個性的又は伝統的な文化芸術活動や、芸術家等に関する情報を積極的に発信することによって、交流等の促進や、地域のイメージアップにもつながる。
- ・そこで、県は、文化芸術の振興に当たり、市町、文化施設、教育機関、文化団体等の情報ネットワークの中心となることから、インターネットや県民ネットワーク等を活用した、文化芸術に関する情報の積極的な収集と提供に努めることが必要である。

⑥ 民間の支援活動の活性化

【要旨】

県は、個人又は民間の団体が行う文化芸術に関するボランティア活動、メセナ活動（事業者等が社会貢献活動として文化芸術を保護し、又は文化芸術活動を支援する活動をいう。）その他の支援活動の活性化を図るため、これらの活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずること。

【考え方】

- ・文化芸術の振興を図るためには、公的な支援だけでなく、個人や団体、事業者等の自主性に基づく民間の支援活動（文化ボランティア活動や企業メセナ活動）の活性化が期待されることである。
- ・そこで、文化ボランティア活動や企業メセナ活動を促進するため、県民、事業者等に対する普及啓発、情報提供、職場の理解の促進その他の環境整備を行うことが必要である。

（４）文化芸術振興施策の推進体制

① 推進体制の整備

【要旨】

県は、県民、文化芸術団体、文化施設、学校、事業者、市町等と連携しつつ、文化芸術の振興に関する施策を積極的に推進するための体制を整備すること。

【考え方】

- ・県は、県民、関係機関等との連携と協働により文化芸術の振興を図るため、県と市町、文化芸術団体、文化施設、県庁内各部局等の連携体制の充実に積極的に取り組むことが必要である。

② 財政上の措置

【要旨】

県は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。

【考え方】

- ・文化芸術振興を総合的かつ計画的に進めるためには、財政上の措置が必要である。特に、文化施設ができたならそれが作りっぱなしということにならないように、財政的な裏付けが必要である。

③ 施策等の公表

【要旨】

県は、毎年、文化芸術の振興の状況及び文化芸術の振興に関する施策について取りまとめ、県議会その他県民に公表すること。

【考え方】

- ・文化芸術振興施策に対する県民の理解と関心を深めるとともに、県民との連携により文

化芸術振興を進めていくため、文化芸術振興の状況について県議会その他県民に対して公開することが必要である。

(5) 県民の施策形成への参画体制

【要旨】

県は、文化芸術振興に関する施策形成及び進行管理に県民の意思を反映するため、審議会等の体制を整備すること。

【考え方】

- ・ 条例の理念を形骸化させず、実効性を担保するため、県民総参加で成功した国民文化祭を継承し、施策の形成等に関する審議会その他の県民参画の体制を整備することが必要である。
- ・ 文化芸術には、実に幅広い多様な分野がある。また、文化芸術振興施策の成果は、数値化が困難なものや、数値の大小だけでは評価できないものが多い。このため、施策の形成と評価に当たっては、県民参加が不可欠である。専門的識見を有する者が長期的な視点で施策形成に参画し、客観的かつ有効な評価を行うことが必要である。
- ・ 文化芸術の振興については、縦割りを避け、県庁の部局間や、県と市町、民間団体、文化施設等との連携を図り、総合的に推進する必要があることから、これらの連携の状況や、総合的な施策推進の状況を県民が客観的にチェックすることが必要である。
- ・ 体制については、県が必要に応じて不定期に開催する組織ではなく、県の施策推進の状況を県民が定期的かつ継続的にチェックできるものである必要がある。
- ・ なお、審議会等は、権威主義的なものに陥ってはならないのであって、県民に開かれた、県民の立場に立った審議を行うために、審議会等の委員には公募委員を導入する必要がある。
- ・ また、委員構成は、文化芸術の専門家と、専門外の学識経験者とのバランスに留意するほか、地域のバランスや世代間のバランスにも留意し、幅広く目配りをする必要がある。

5 施行期日

【要旨】

県は、条例を速やかに施行すること。

【考え方】

- ・ 条例については、議会議決後速やかに公布、施行する必要がある。

第 5 検討経過

月 日	内 容	会 場
平成19年 5月22日 (火)	第1回条例検討懇話会 ・ 条例の基本構成 ・ スケジュール	山口県庁共用第1会議室
6月20日 (水)	第2回条例検討懇話会 ・ 条例の具体的内容	重要文化財山口県旧庁舎（県政資料館）
7月19日 (木)	第3回条例検討懇話会 ・ 中間整理案	クリエイティブスペース赤れんが
7月27日 (金)	中間案に対するパブリック・コメント (～8月27日)	
8月	地域懇談会（7日：下関、9日：萩、10日：岩国、 18日：山口、20日：周南）	
9月13日 (木)	第4回条例検討懇話会 ・ 県民意見整理 ・ 取りまとめの方向検討	山口ふるさと伝承総合センター
10月29日 (月)	第5回条例検討懇話会 ・ 最終取りまとめ案	山口県庁漁業調整委員会会室

山口県文化振興条例検討懇話会設置要綱

(設置)

第1条 山口県文化振興条例(仮称)の案の作成に当たり、県民の多様な意見を反映するため、山口県文化振興条例検討懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、山口県文化振興条例(仮称)の内容その他本県の文化行政の長期的な方向性に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、文化振興について識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成19年12月31日までとする。

(会長)

第5条 懇話会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、環境生活部文化振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月22日から施行する。

委員名簿

区分	氏名	職名等
会長	田村幸志郎	・山口県文化連盟会長 ・元 国民文化祭実行委員会副会長
委員	伊藤 知子	・NPO法人たすけあいねっとわーく理事 ・元 国民文化祭ボランティアセンター長
委員	白杵 裕世	・山口県中学校文化連盟会長 ・防府市立桑山中学校長
委員	河野 康志	・山口商工会議所副会頭 ・元 国民文化祭街なか生活文化祭推進委員長
委員	菊屋 吉生	・山口大学教授 ・元 山口県文化振興ビジョン策定懇話会副会長
委員	西崎 博史	・(財)周南市文化振興財団常務理事兼事務局長 ・元 国民文化祭企画委員会委員
委員	藤井 一之	・山口パフォーマンズネットワーク代表 ・元 文化維新おひろめ☆たい志
委員	水谷由美子	・山口県立大学教授 ・元 国民文化祭ファッションフェスティバル推進委員長
委員	横山眞佐子	・子どもの本の専門店(株)こどもの広場代表取締役 ・元 国民文化祭全国子どもブックフェスタ推進委員
委員	和仁 皓明	・西日本食文化研究会主宰、元 東亜大学大学院教授 ・元 国民文化祭食の祭典推進委員長